

## 秋田市マイタウン・バス北部線運行協議会設置規約（案）

（平成20年 月 日部長決裁）

## （設置）

第1条 秋田市マイタウン・バス北部線（以下「マイタウン・バス北部線」という。）の利便性の向上と効率的な運行などについて広く意見を得て、秋田市北部地域の公共交通の利便性の向上を図るため、秋田市マイタウン・バス北部線運行協議会（以下「北部線運行協議会」という。）を設置するものとする。

## （所掌事務）

第2条 北部線運行協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) マイタウン・バス北部線の運行形態、利用促進に関し、意見交換や提言を行うこと。
- (2) その他マイタウン・バス北部線の運行に必要な事項に関すること。

## （組織）

第3条 北部線運行協議会は、関係自治会、福祉関係団体、教育関係団体、商工業団体、利用者代表、運行事業者、行政等から選任された委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

## （会長等）

第4条 北部線運行協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、北部線運行協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## （会議）

第5条 北部線運行協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、北部線運行協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## （庶務）

第6条 北部線運行協議会の事務局は、都市整備部都市総務課交通政策室に置く。

## （委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、北部線運行協議会の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

秋田市北部地区公共交通研究会は、平成20年3月31日をもって解散する。

秋田市マイタウン・バス北部線運行協議会委員名簿

|    | 所 属                            | 職 名         | 氏 名   | 備 考 |
|----|--------------------------------|-------------|-------|-----|
| 1  | 金足地区                           |             |       |     |
| 2  |                                |             |       |     |
| 3  | 下新城地区                          |             |       |     |
| 4  |                                |             |       |     |
| 5  | 上新城地区                          |             |       |     |
| 6  |                                |             |       |     |
| 7  | 秋田市老人クラブ連<br>合会(北部3地区在住委<br>員) |             |       |     |
| 8  | 秋田市P T A北部地区<br>連絡協議会          |             |       |     |
| 9  |                                |             |       |     |
| 10 |                                |             |       |     |
| 11 | 追分商店会                          |             |       |     |
| 12 | 飯島商工振興会                        |             |       |     |
| 13 | 利用者代表                          |             |       |     |
| 14 | 運行事業者                          | キングタクシー株式会社 |       |     |
| 15 | 秋田市                            | 交通政策室長      | 菅原 一彦 |     |